

令和3年第7回白石町議会定例会会議録

会議月日 令和3年12月10日（第1日目）
場 所 白石町役場議場
開 会 午前9時30分

1. 応招議員は次のとおりである。

| | | | |
|----|-------|-----|-------|
| 1番 | 吉岡正博 | 9番 | 大串武次 |
| 2番 | 岸川信義 | 10番 | 吉岡英允 |
| 3番 | 友田香将雄 | 11番 | 草場祥則 |
| 4番 | 重富邦夫 | 12番 | 井崎好信 |
| 5番 | 中村秀子 | 13番 | 内野さよ子 |
| 6番 | 定松弘介 | 14番 | 西山清則 |
| 7番 | 前田弘次郎 | 15番 | 溝上良夫 |
| 8番 | 溝口誠 | 16番 | 片渕栄二郎 |

2. 不応招議員は次のとおりである。

なし

3. 出席議員は次のとおりである。

応招議員に同じ

4. 欠席議員は次のとおりである。

不応招議員に同じ

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

| | | | |
|-----------|-------|--------|-------|
| 町 長 | 田島健一 | 副町長 | 百武和義 |
| 教 育 長 | 北村喜久次 | 総務課長 | 千布一夫 |
| 企画財政課長 | 坂本博樹 | 総合戦略課長 | 山口裕一 |
| 税 務 課 長 | 久原浩文 | 住民課長 | 江島利高 |
| 保健福祉課長 | 矢川靖章 | 長寿社会課長 | 武富健 |
| 生活環境課長 | 土井一 | 農業振興課長 | 木須英喜 |
| 商工観光課長 | 吉村大樹 | 農村整備課長 | 中村政文 |
| 建 設 課 長 | 笠原政浩 | 会計管理者 | 溝口真由美 |
| 学校教育課長 | 出雲誠 | 生涯学習課長 | 谷崎孝則 |
| 農業委員会事務局長 | 久原正好 | | |

6. 議会事務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長 久原雅紀

課長補佐 中原 賢一
議事係書記 緒方 千鶴子

7. 会議録署名議員の指名 会議録署名議員に次の2人を指名した。
12番 井崎 好信 13番 内野 さよ子
8. 本日の議事日程は次のとおりである。
日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 議案上程（提案理由の説明）

9時30分 開会

○片渕栄二郎議長

ただいまから令和3年第7回白石町議会12月定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

ここで申し上げます。12月定例会の運営も新型コロナウイルスの感染防止対策を取りながらの議会運営となります。皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

次に、諸般の報告を行います。

各報告書、資料等は事務局において閲覧に供しますので、御確認をお願いします。

また、監査委員からの例月出納検査の報告書を配付していますので、御確認をお願いします。

以上で諸般の報告を終わります。

次に、地方自治法第121条の規定による議会の出席要求に対する執行機関側の説明員はお手元の名簿のとおりです。

日程第1

○片渕栄二郎議長

日程第1、会議録署名議員の指名をします。

白石町議会会議規則第119条の規定により、本日の会議録署名議員として、井崎好信議員、内野さよ子議員の両名を指名します。

日程第2

○片渕栄二郎議長

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、去る11月29日の議会運営委員会において今期定例会に上程される議案等の件数、一般質問の通告等について審査の結果、既に配付しています会期日程（案）のとおり12月10日から17日までの8日間にしたいと存じます。これに御異議

ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、本日から12月17日までの8日間とすることに決定しました。

日程第3

○片渕栄二郎議長

日程第3、町長から議案が提出されています。これは皆様に配付しています一覧表のとおりです。専決処分1件、計画の策定1件、条例6件、規約の変更2件、人事2件、補正予算3件、以上15件の議案を一括して議題とします。

ただいま上程しました議案について提案理由の説明を求めます。

○田島健一町長

皆様おはようございます。

本日、令和3年第7回白石町議会定例会の開会に当たりまして、提案いたしました議案につきまして、その概要を御説明申し上げます。

まず、専決処分案件が1件ございます。

議案第47号「専決処分の承認について（令和3年度白石町一般会計補正予算（第6号））」は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援することを目的に、対象の18歳以下お一人につき5万円の給付を行うため、今日1日付で予算の補正の専決処分を行ったものでございます。

次に、条例案件でございますが、新規制定が1件、一部改正が5件ございます。

議案第49号「白石町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について」は、押印を求める手続の見直し等のための総務省関係政令の一部を改正する政令の施行に伴う行政不服審査法施行令の一部改正に伴い、本町条例を改正するものでございます。

議案第50号「白石町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について」は、職員のサービスの宣誓に関する政令の一部を改正する政令の施行を踏まえ、本町条例を改正するものでございます。

議案第51号「白石町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」は、人事院及び佐賀県人事委員会の勧告事項によるもので、本町におきましても県に準じ、所要の改正を行うものでございます。

議案第52号「白石町固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の制定について」は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が公布されたことに伴い制定するものですが、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律及び地域再生法に係る固定資産税の課税免除及び不均一課税についても併せて整備するものでございます。

議案第53号「白石町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」は、健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、本町条例を改正するものでございます。

議案第54号「白石町立学校設置条例の一部を改正する条例について」は、白石中学校、福富中学校、有明中学校の再編に伴い改正するものでございます。

次に、条例外案件が3件ございます。

議案第48号「白石町過疎地域持続的発展計画の策定について」は、本町計画を定めることについて、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案第55号「佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合規約の変更について」及び議案第56号「杵東地区衛生処理場組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更について」は、それぞれの団体の数及び組合規約を変更することについて、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、人事案件が2件ございます。

議案第57号「教育委員会教育長の任命について」は、令和4年2月16日で任期満了を迎える北村喜久次教育長を引き続き教育委員会教育長として任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

議案第58号「教育委員会委員の任命について」は、令和4年2月16日で任期満了を迎える堤王宏委員を引き続き教育委員会委員として任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

次に、予算案件が3件ございます。

議案第59号「令和3年度白石町一般会計補正予算（第7号）」、議案第60号「令和3年度白石町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」、議案第61号「令和3年度白石町下水道事業会計補正予算（第1号）」、以上につきましては、各会計予算の所要の補正を求めるものでございます。

提案いたしました議案につきましては、以上のとおりでございます。

人事案件を除く提案議案の詳細につきましては、担当課長から説明をさせます。それぞれ十分に御審議賜りますようお願いをいたします。

○片渕栄二郎議長

担当課長の議案内容説明については、文書によりこれに代えます。なお、この文書は、議案の内容が分かるよう、会議録に記載することといたします。

（担当課長の議案内容の説明）

○坂本博樹企画財政課長

議案第47号「専決処分の承認について（令和3年度白石町一般会計補正予算（第6号）」について御説明いたします。補正予算書の1ページをお願いします。

既決の歳入歳出予算総額に1億6,695万1,000円を追加し、補正後の予算総額を158億289万5,000円とするものです。

今回の補正予算につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、

子育て世帯を支援する観点から、18才以下の子どもがいる世帯に対し、臨時特別給付金を支給するものです。

歳出について、御説明いたします。

8ページをお願いします。

今回の臨時特別給付金の支給に係る事務経費として、報酬から委託料まで合わせて195万1,000円をお願いします、子育て世帯への臨時特別給付金として、対象児童数を3,300人、1人につき5万円の給付で、1億6,500万円をお願いしております。なお、財源はすべて国庫補助金となります。

また、9ページ以降の給与費明細書につきましては、説明を省略しますので、御確認をお願いいたします。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○山口裕一総合戦略課長

議案第48号「白石町過疎地域持続的発展計画の策定について」御説明いたします。

「過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）」の令和2年度末での失効に伴い、過疎地域の持続的発展という新たな理念の下、令和3年4月から「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）」が施行され、本町におきましては、引き続き過疎地域に指定されております。

これを受けて、過疎地域である本町の持続的発展に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、同法第8条の規定及び佐賀県過疎地域持続的発展方針に基づき、「白石町過疎地域持続的発展計画」を策定しましたので、同法第8条第1項の規定により議会の議決を求めるものです。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○千布一夫総務課長

議案第49号「白石町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について」御説明いたします。

提案理由にありますとおり、押印を求める手続の見直し等のための総務省関係政令の一部を改正する政令の施行に伴いまして、当該条例を改正するものでございますが、固定資産評価審査委員会へ提出する審査申出書等への押印を廃止するものでございます。

議案書3枚目の新旧対照表1／2ページをお開きください。

第4条第4項につきましては、審査申出人が審査申出書に押印しなければならない旨を規定しておりましたが、この規定を削除し、審査申出書への押印を廃止するものでございます。

次に、同条第5項、また、第6項につきましては、先程の第4項を削除したことに伴いまして、1項ずつ繰り上がるものでございます。

次に、第7条第3項につきましては、審査申出人の口頭による意見陳述の調書を作成する場合における委員及び書記の押印を廃止するものでございます。

次に、第8条第5項につきましては、口頭審理の際、関係者の口頭による証言に代

えて、口述書が提出される場合の署名押印を廃止するものでございます。

新旧対照表 2 / 2 ページをお開きください。

次に、第 8 条第 8 項につきましては、口頭審理の調書を作成する場合における委員及び書記の押印を廃止するものでございます。

次に、第 9 条第 2 項につきましては、実地調査の調書を作成する場合における委員及び書記の押印を廃止するものでございます。

次に、第 12 条第 2 項につきましては、委員会の議事についての調書を作成する場合における委員及び書記の押印を廃止するものでございます。

最後に、施行期日でございますが、令和 4 年 1 月 1 日より施行することとしております。

以上で、御説明を終わります。

御審議のほど、どうぞよろしく願いいたします。

議案第 50 号「白石町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について」御説明いたします。

提案理由にありますとおり、職員のサービスの宣誓に関する政令の一部を改正する政令の施行を踏まえまして、当該条例の改正を行うものでございます。

議案書 3 枚目の新旧対照表 1 / 1 ページをお開きください。

第 2 条第 1 項でございますが、職員のサービスの宣誓の実施方法につきましては、これまで任命権者等の前で署名捺印するよう規定しておりましたが、改正後は、事前に署名（捺印なし）した宣誓書を任命権者に提出するよう改正するものでございます。

施行期日につきましては、令和 4 年 1 月 1 日より施行することとしております。

以上で、御説明を終わります。

御審議の程、どうぞよろしく願いいたします。

議案第 51 号「白石町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」御説明いたします。

議案書 3 枚目の新旧対照表 1 / 1 ページをお開きください。

職員の特別休暇について規定をしております第 24 条でございますが、今回、本町職員が不妊治療又は不育症に対する治療に係る通院等のため、勤務しないことが相当であると認められる場合に、1 年（暦年）で 5 日の特別休暇を取得することができるよう、第 4 号の次に第 5 号として新たに追加するものでございます。

なお、頻繁な通院を必要とする治療として規則で定めるものを受ける場合にあっては、10 日間取得することができることとしております。これにつきましては、佐賀県の取扱いに合わせまして、「体外受精」や「顕微授精」を想定しているところでございます。

施行期日につきましては、令和 4 年 1 月 1 日より施行することとしております。

以上で、御説明を終わります。

御審議のほど、どうぞよろしく願いいたします。

○久原浩文税務課長

議案第52号「白石町固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の制定について」御説明いたします。

本条例は、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）」が公布されたことに伴い制定します。また、「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）」及び「地域再生法（平成17年法律第24号）」に係る固定資産税の課税免除及び不均一課税について併せて制定し、議会の議決を求めるものです。

それでは、議案書を1ページめくっていただき、「白石町固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例（案）」をご覧ください。本条例（案）は、法令に基づき固定資産税の課税免除及び不均一課税を適用することに関し必要な事項を規定し、全部で4ページにわたっております。

4の1ページ、第3条は、過疎法に定める産業振興促進区域における課税免除について規定するものです。過疎法に基づき白石町過疎地域持続的発展計画に定められた振興すべき業種の固定資産税について、要件に該当する場合、3年間課税を免除することができ、適用期間は令和6年3月31日までです。

4の2ページ、第4条は、地域未来投資促進法に定める促進区域における課税免除について規定するものです。地域未来投資促進法に基づき佐賀県基本計画の地域経済牽引事業に定められた地域・業種の固定資産税について、要件に該当する場合、3年間、課税を免除することができ、適用期間は令和5年3月31日までです。

同じく4の2ページ、第5条は、地域再生法に定める地方活力向上地域における課税免除及び不均一課税について規定するものです。地域再生法に基づき、地域再生計画の佐賀県地方活力向上地域特定業務施設整備促進プロジェクトに定められた地域への本社移転・本社機能の拡大について、要件に該当する場合、3年間、課税を免除又は不均一課税とすることができ、適用期間は令和6年3月31日までです。

いずれも、課税免除及び不均一課税による固定資産税の減収については、減収額の75%が普通交付税で補填されます。

その他、課税免除及び不均一課税に関する所要の規定の整備を行います。

施行期日は公布の日となります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○江島利高住民課長

議案第53号「白石町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」御説明いたします。

健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴いまして、出産育児一時金に加算される産科医療保障分が現行1万6,000円から1万2,000円に引き下げられました。しかしながら、社会保障審議会医療保険部会において、少子化対策としての重要性に鑑み、出産一時金等の支給総額42万円を維持すべきとされた改正内容でありますので、法定給付分の現行40万4,000円を40万8,000円と引き上げるものであります。

法定給付分が、4,000円引き上がり40万8,000円、産科医療保障分が、4,000円引き

下がり 1 万 2,000 円、支給総額は、現行と変わらず、42 万円であります。

以上で説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○出雲 誠学校教育課長

議案第 54 号「白石町立学校設置条例の一部を改正する条例について」御説明いたします。

新設中学校の校名につきましては、公募を行い「新しい学校づくり準備委員会」で絞り込み、総合教育会議による町長との意見交換をへて教育委員会で「白石中学校」に決定いたしました。

つきましては、白石町立中学校統合再編計画に基づき現行の白石中学校、福富中学校及び有明中学校を再編し、新たに白石中学校の設置について、議会の議決を求めるものでございます。なお、条例は令和 6 年 4 月 1 日施行とします。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○千布一夫総務課長

議案第 55 号「佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合規約の変更について」御説明いたします。

提案理由にありますとおり、佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数を増加させ、同組合規約を変更する必要があるため、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案書 3 枚目の新旧対照表 1 / 3 ページをお開きください。

別表第 1（第 2 条関係）でございますが、この表は、総合事務組合を組織する団体を規定しております。令和 3 年 8 月 19 日に設立されました「多久小城医療組合」が佐賀県市町総合事務組合に加入することとして、当医療組合を追加するものでございます。

次に、下段の別表第 2（第 3 条関係）でございますが、この表は、総合事務組合が共同処理する事務と団体を規定しております。

第 3 条第 1 号に関する事務につきましては、「退職手当の支給に関する事務」でございますが、2 / 3 ページをお開きください。

神崎市・吉野ヶ里町葬祭組合が、新たに「退職手当の支給に関する事務」を共同処理することとして、当葬祭組合を追加するものでございます。

下段の第 3 条第 7 号に関する事務につきましては、「議員・非常勤職員公務災害補償事務」でございますが、3 / 3 ページをお開きください。

多久小城医療組合が、新たに「議員・非常勤職員公務災害補償事務」を共同処理することとして、当医療組合を追加するものでございます。

最後に、施行期日でございますが、知事の許可があった日から施行することとされております。

以上で、御説明を終わります。

御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○土井 一生活環境課長

生活環境課所管分の議案第56号「杵東地区衛生処理場組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合同規約の変更について」御説明申し上げます。

提案理由につきましては、同組合を組織する武雄市が令和4年3月31日をもって脱退するため、また、新施設建設に伴い規約を変更する必要があるため、組合構成町での議会での議決を求めるものであります。

現行の処理場では武雄市の旧北方町分のし尿も処理していましたが、施設更新（建て替え）に併せまして、旧北方町分のし尿は武雄市内の処理施設で処理することになったため当組合を脱退されます。なお、武雄市は3月31日をもって脱退されますが、来年度に予定されている現行施設の解体撤去に係る工事費負担金については、武雄市も現行規約の負担率で負担いただくことを確約いただいております。

次に、規約の主な変更内容につきましては新旧対照表で御説明させていただきます。添付している新旧対照表を御覧ください。

第1条の組合の名称でございますが、現行の杵東地区衛生処理場組合から「杵東」を「杵島」に変更し、また処理場の「場」を削除して杵島地区衛生処理組合と変更します。

次に第6条と第7条の構成町からの議員の選出に関することですが、現行では関係市町から各3名の議員のうち1名は、関係市町の長（首長）を以ってあてることとなっておりましたが、変更後は関係町の議会議員の中から3名を推薦いただくこととなります。

組合関係町の長（町長）は、第12条第2項及び第13条に規定により大町町の町長さんが組合長となり、江北町と白石町の町長は副組合長に就任することになります。

第17条第2項では、関係町の負担割合に関する変更案で、処理場維持管理費の負担割合を現行の平等割15%、投入量割85%から改正後は投入量割100%に、また大規模な改修工事等の負担割合を新旧対照表のとおり変更するものであります。

施行期日につきましては、附則で令和4年4月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わらせていただきます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○坂本博樹企画財政課長

議案第59号「令和3年度白石町一般会計補正予算（第7号）」について御説明いたします。

補正予算書の1ページをお願いします。

既決の歳入歳出予算総額に3億6,426万7,000円を追加し、補正後の予算総額を161億6,716万2,000円とするものです。

次に、5ページをお願いします。

第2表、繰越明許費ですが、河川総務費（排水ポンプ設置工事費）及び新設中学校施設整備費について、令和4年度へ予算の繰越をお願いします。

次に6ページをお願いします。

第3表、地方債補正ですが、白石町過疎地域持続的発展計画の策定に伴い、過疎対策事業を新たに追加し、この追加等に伴い合併特例事業について借入限度額を減額し、また河川整備事業について借入限度額の増額をお願いするものです。

次に歳入歳出について御説明いたします。

なお、白石町12月補正予算説明資料（主要事項内容説明書）に掲載しております事業については、説明を省略いたします。

まず、歳入の主なものについて、御説明いたします。

9ページをお願いします。

15款国庫支出金、2項、1目総務費国庫補助金で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金2,339万1,000円を計上しております。この交付金の事業者支援分として追加交付があり、歳出でお願いしております白石町事業者応援金に充当しております。

11ページをお願いします。

17款財産収入、2項、1目不動産売払収入で、町有地売払収入224万3,000円を計上しております。福富ゆうあい館前の国道444号線における右折レーンの拡張に伴う福富ゆうあい館敷地及び旧福富直売所敷地の売払い収入であります。

18款寄付金、1項、1目指定寄付金で、ふるさと寄付金96万円を計上しております。今年8月の豪雨災害の復旧支援を目的として、ふるさと寄付金を募集し、全国から寄付をいただいたもので、歳出でお願いしております白石町商工業者災害支援金に充当しております。

12ページをお願いします。

19款繰入金、2項、1目で、財政調整積立基金繰入金1億6,468万7,000円を減額計上しております。今回の補正で歳入が歳出を超過しましたので、超過分を財政調整積立基金に繰り戻しを行い、残高の確保を図ることとしております。

21款諸収入、3項、1目貸付金元利収入で、災害援護資金貸付金元利収入350万円を計上しております。令和元年8月の佐賀豪雨において災害援護資金の貸し付けを受けられた被災者が、その貸付金を全額償還されたものです。なお、この償還された貸付金については、佐賀県災害援護資金貸付要綱に基づき、令和4年度に佐賀県へ償還することになります。

13ページをお願いします。

同款、5項、5目住民課雑入で、後期高齢者医療市町負担金返還金3,624万2,000円を計上しております。令和2年度療養給付費（定率）負担金の精算に伴うものです。

22款町債、1項、1目過疎対策事業債で、白石町過疎地域持続的発展計画の策定に伴い、当初予算で計上していた合併特例債事業の一部を過疎対策事業債に振り替えること等により11億7,100万円を計上しております。

なお、14ページ、3目合併特例債で9億7,700万円を減額しております。また、10目土木債1億9,800万円を計上し、排水ポンプ設置工事費の借り入れとして増額をお願いするものです。

次に、歳出の主なものについて、御説明いたします。

15ページをお願いします。

議会費を始め各款において、期末手当の補正をお願いしております。条例改正に伴う議会議員、特別職、職員の期末手当の引き下げによる減額であります。

16ページをお願いします。

2款総務費、1項、13目諸費で、特定空家等解体工事費200万円を計上しております。対象家屋の解体費等が不足するために増額補正をお願いするものです。なお、財源は、特定空家等解体代執行費用納付金を全額充当しております。

20ページをお願いします。

3款民生費、1項、3目老人福祉費の備品購入費では、緊急通報機器購入費302万5,000円を計上しております。機器の老朽化等により更新し、ひとり暮らし高齢者等の利便性の向上を図るものです。なお、財源は、介護保険事務所からの保健福祉事業委託金を全額充当しております。

21ページをお願いします。

同款、2項、4目児童福祉施設費で、保育対策総合支援事業費補助金897万円を計上しております。保育補助者雇い上げ強化事業において、実施要件の見直しにより、この事業に取り組む保育園等が増加したため増額補正をお願いするものです。なお、財源は、民生費県補助金の保育対策総合支援事業費補助金を充当しております。

27ページをお願いします。

6款農林水産業費、1項、8目農道費では、福富ゆうあい館前の国道444号線における右折レーンが拡張されたことに伴い、福富ゆうあい館施設への出入りの円滑及び安全性を確保するため、施設南側の農道敷地購入費15万円及び農道拡幅工事費330万円をお願いするものです。

30ページをお願いします。

9款消防費、1項、4目防災費で、「大規模な災害時の応援に関する協定書」に基づく自治体負担金168万4,000円を計上しております。国土交通省九州地方整備局長との災害協定に基づき、8月豪雨に伴う中郷地区での排水ポンプ車の借用による排水支援等に係る本町の負担経費をお願いするものです。

31ページをお願いします。

10款教育費、1項、3目教育振興費では、当初予算で計上していた電子黒板11台の備品購入費を、リース形態で102台の導入に変更し、大量導入によるスケールメリットを活かすため、学校事務機器購入費1,070万7,000円を減額し、電子黒板設定及び廃棄委託料753万円、電子黒板リース料232万円への組替えをお願いするものです。

この他の歳出につきましては、事前にお配りしております「12月補正予算細事業一覧表」及び「白石町12月補正予算説明資料（主要事項内容説明書）」で御確認をお願いいたします。

また、34ページ以降の給与費明細書、39ページの地方債の現在高の見込みに関する調書につきましては、説明を省略しますので、御確認をお願いいたします。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○江島利高住民課長

議案第60号「白石町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」について御説明いたします。

補正の内容につきましては、前年度の特定健康診査及び保健指導等に要する費用の2/3を特別調整交付金として県から交付を受けていますが、実績に伴い、超過交付分を返還するものであります。

7款特定健康診査等負担金償還金として341万6,000円を追加し、8款予備費で調整するものであります。

以上で説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○土井 一生活環境課長

議案第61号「令和3年度白石町下水道事業会計補正予算（第1号）」について説明いたします。

補正予算書1ページをお願いします。

第2条、主要な建設改良事業の主な補正内容について説明いたします。

特定環境保全公共下水道施設整備事業については、人事異動及び制度改正による建設改良費に係る人件費594万3,000円の減額です。

農業集落排水機能強化事業については、農山漁村地域整備交付金が追加配分になったことによる須古地区維持管理適正化事業委託料750万円の増額補正をお願いするものです。

第3条収益的収入及び支出、第4条資本的収入及び支出については、補正予算実施計画明細書で御説明いたします。

補正予算書の14ページをお願いします。

収益的収入及び支出です。

収益的収入について、2項営業外収益、5目他会計負担金186万5,000円の減額については、人事異動等に伴う営業費用の人件費を減額したことによるもの、また、減価償却費及び企業債利子償還金確定により、一般会計負担金を減額するものです。6目長期前受金戻入の9万6,000円の増額については、固定資産評価に伴う財源の確定による増額です。

15ページをお願いします。

9目消費税及び地方消費税還付金25万4,000円の増額については、収益的収支及び資本的収支の補正に伴う増額です。

これによりまして、14ページ上段の1款下水道事業収益の既決予定額6億5,196万1,000円から今回の補正額151万5,000円を減額しまして、6億5,044万6,000円とするものです。

16ページをお願いします。

収益的支出について、1項営業費用、1目管渠費270万円の増額については、牛屋東分地区機器修理等のため増額するものです。5目総係費189万7,000円の減額については、人事異動及び制度改正による人件費を減額するものです。7目減価償却費49万

2,000円の増額については、固定資産評価の確定により増額するものです。

17ページをお願いします。

2項営業外費用、1目支払利息36万4,000円の減額については、企業債の利率が確定したことによる減額です。

これによりまして、16ページ上段の2款下水道事業費用の既決予定額6億3,448万4,000円に今回の補正額93万1,000円を増額しまして、6億3,541万5,000円とするものです。

18ページをお願いします。

資本的収入及び支出です。

資本的収入、2項国庫補助金、1目国庫補助金、農山漁村地域整備交付金737万円増額補正をお願いするものです。4項他会計負担金、1目他会計負担金の486万円の減額について、建設改良費に係る人件費の減額による一般会計負担金を減額するものです。7項出資金、1目他会計出資金の11万4,000円の増額について、減価償却費及び長期前受金戻入の金額確定による増額です。

これによりまして、上段の3款資本的収入の既決予定額7億524万4,000円に今回の補正額262万4,000円を増額しまして、7億786万8,000円とするものです。

19ページをお願いします。

資本的支出について、1項建設改良費、1目建設改良費については、人事異動及び制度改正による人件費を594万3,000円減額し、農業集落排水事業須古地区維持管理適正化事業の委託料750万円を増額し、差引155万7,000円を増額するものです。2項企業債償還金、1目企業債償還金51万円を増額については、企業債償還金が確定したことによる増額です。

これによりまして、上段の4款資本的支出の既決予定額9億707万7,000円に今回の補正額206万7,000円を増額しまして、9億914万4,000円とするものです。

以上で説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○片渕栄二郎議長

以上で本日の議事日程は終了しました。

本日はこれにて散会します。

9時43分 散会

上記、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和3年12月10日

白石町議会議長 片 渕 栄二郎

署 名 議 員 井 崎 好 信

署 名 議 員 内 野 さよ子

事 務 局 長 久 原 雅 紀